

食安輸発0918第1号

平成21年9月18日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

モニタリング検査強化の解除について

(米国産ラズベリー及びその加工品)

米国産ラズベリー及びその加工品については、平成21年5月18日付け食安輸発第0518001号によりビフェナゼートに係るモニタリング検査を強化し実施しているところです。

今般、現在までのモニタリング検査実績を踏まえ、下記のとおり通常のモニタリング検査体制とするので、今後にあっては、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に示す平成21年度輸入食品等モニタリング計画に従い、検査を実施されるようお願いいたします。

記

1. 平成21年5月18日付け食安輸発第0518001号については、本通知をもって廃止する。
2. 平成21年7月28日付け食安輸発0728第1号中の「なお、当該食品の残留農薬に係るモニタリング検査については、引き続き平成21年5月18日付け食安輸発第0518001号に基づき実施されるようお願いいたします。」を削る。